

6-2 魅力の向上とにぎわいの創出

基本目標④：みんなに愛されるみどりの拠点づくり

経済的に豊かな社会がある程度実現し、社会が成熟するに伴って、市民の意識も、「量的な充足」から、うるおいある都市環境や快適な住環境といった「質の高さ」を重視する方向に変化してきました。本市の市民意識調査からも、公園のみどりについては、その量の確保より質の向上を求める回答が多くあり、市民意識の変化が伺えます。

今後の公園においては、多様化する市民ニーズや、社会情勢の変化に応じた整備と、その機能や役割に応じた適正な配置を検討します。

また、本市のみどりの大きな特徴として、市街地の多くの場所で、市街地を取り巻くみどりをみることができ、それがまちなみや建物と一体となった景観を形成していることが挙げられます。さらに、都心部や主要なまちかどなどでは、市民と一体となって、本市の顔となる花やみどりによる景観づくりが進められているほか、景観協定や緑地協定などにより、質の高いみどりの景観づくりが行われている地区もあります。こうした本市ならではのみどりが調和した景観形成により、誰もが、いつまでも心に残るようなみどりの顔づくりに取り組みます。

さらに、「海、まち、山」が一体となる個性的な眺望を活かすとともに、特色ある公園や花の名所などを中心に、地域の住民だけでなく遠方からの観光客も訪れて楽しめるようなみどりの魅力向上を図ります。

施策方針④-1 公園種別の体系化と公園づくりの方針

施策方針④-2 みどりによるまちの拠点の魅力づくり



【施策の方向性】

本市では、市内の都市公園を、「シンボル公園」、「広域拠点公園」、「地域拠点公園」、「身近な公園（住区基幹公園）」に分類し、体系的に整理した上で再整備や利活用に取り組んできました。

本市の都市公園は、他都市に比べて高い整備水準にありますが、一部では利用されていない公園もみられ、公園体系を整理し、整備や改善に向け、役割を明確にするとともに、みんなに愛されるような魅力ある公園づくりを進めます。

【基本施策】

基本施策	主な内容
◇体系化による計画的な公園整備と戦略的な公園配置の検討	<ul style="list-style-type: none"> 各公園の体系化による整備・管理運営方針の明確化 みどりの適正配置

<各公園の体系化による整備・管理運営方針の明確化>

市内の公園を、その特性や機能に応じて「シンボル公園」、「広域拠点公園」、「地域拠点公園」、「身近な公園（住区基幹公園）」などの公園体系で整理します。この本市独自の体系に基づき、より効果的な公園の整備や活用に取り組みます。

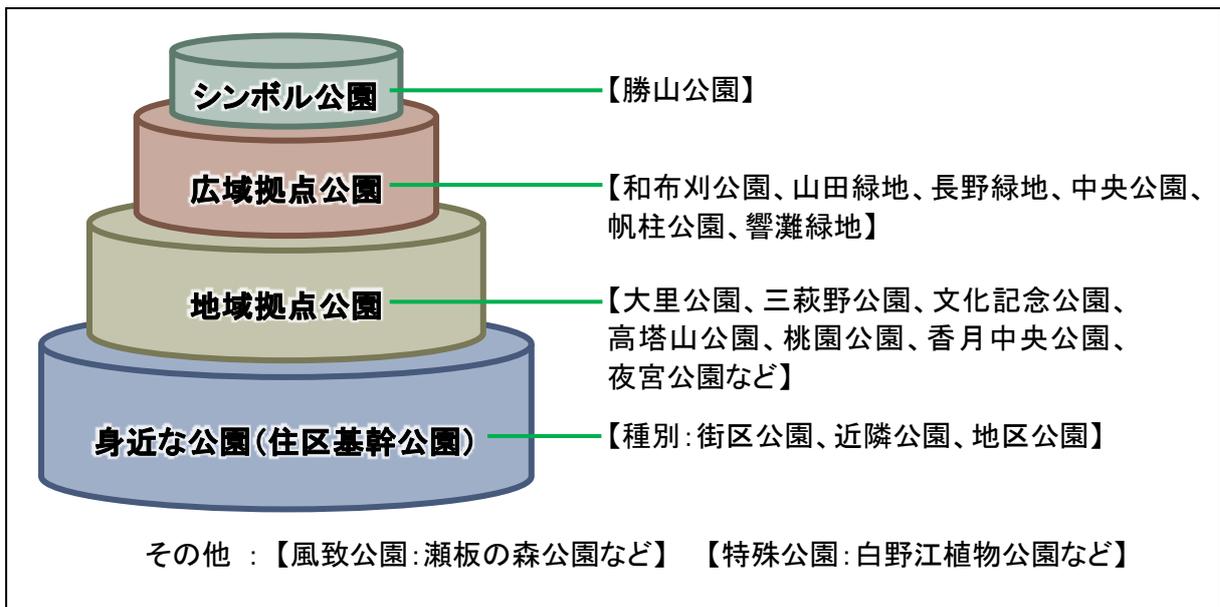


図6-19 本市の公園体系

●シンボル公園

シンボル公園である勝山公園は、本市の顔となり、市内外から多くの人が集まる公園として活用します。



図6-20 勝山公園
(シンボル公園)

●広域拠点公園

広域拠点公園は、アウトドアアクティビティが楽しめ、市外からの来訪者も含め、広域的な利用を図る公園として整備・活用します。



図6-21 和布刈公園



図6-22 中央公園

表6-2 広域拠点公園リスト

公園名	特色
和布刈公園	門司港レトロや関門観光
山田緑地	「30世紀の森」づくり
長野緑地	自然や農体験施設
中央公園	到津の森公園や美術館
帆柱公園	まちを望む観光拠点
響灘緑地	グリーンパーク

●地域拠点公園

地域拠点公園は、市や区レベルのスポーツ大会やイベント利用ができる公園、図書館や市民センター、文化教養施設などと一体となった公園で、各区に2~3箇所を整備・活用します。

表6-3 地域拠点公園リスト

区	公園名		
門司区	大里公園	老松公園	
小倉北区	延命寺臨海公園	三萩野公園	
小倉南区	志井公園	曾根臨海公園	文化記念公園
若松区	高塔山公園	ひびきコスモス公園	
八幡東区	高炉台公園	桃園公園	
八幡西区	本城公園	的場池公園	香月中央公園
戸畑区	夜宮公園	都島展望公園	



図6-23 三萩野公園



図6-24 夜宮公園

●身近な公園（住区基幹公園）

身近な公園は、日常的に利用される生活に密着した公園で、小学校区を単位（住区）として規模に応じ、「街区公園」、「近隣公園」、「地区公園」に分類して配置します。

表6-4 身近な公園（住区基幹公園）の標準的な配置

公園種別 (標準規模)	街区公園 (0.25ha)	近隣公園 (2ha)	地区公園 (5ha)	備考
目標値	1 小学校区当たり 1.00㎡/人	1 小学校区当たり 1 箇所	数小学校区当たり 1 箇所	地区公園が整備済みの校区では、機能を兼ねる近隣公園を整備しない

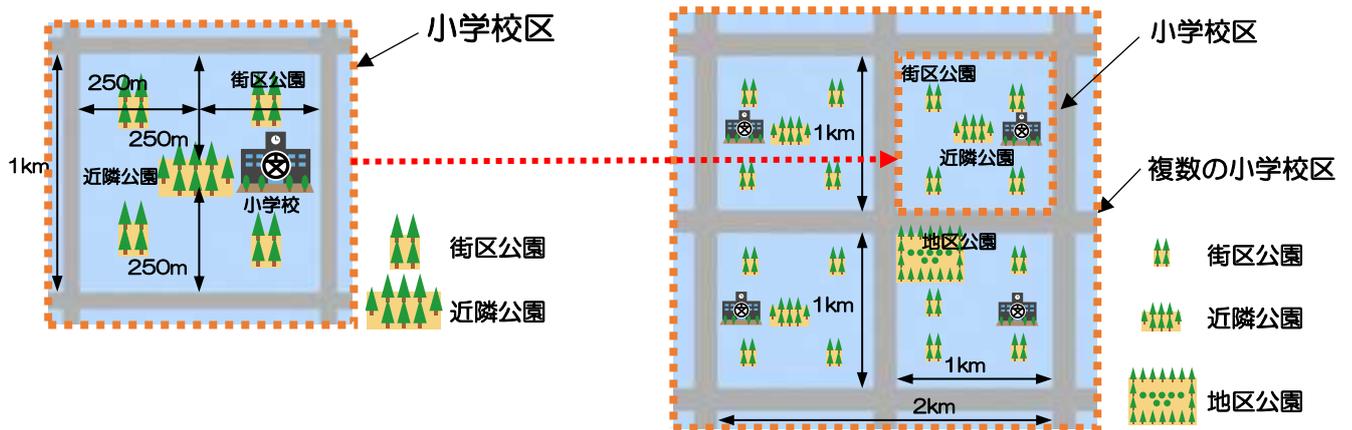


図6-25 身近な公園（住区基幹公園）の配置モデル

<公園の適正配置>

街区公園については、既に一定の整備を終えている状況にあります。しかし、災害に強いまちづくりの考えや、活用されていない公園が増えているといった現状を踏まえ、今後は、公園愛護会の結成促進、市民花壇や菜園事業の参加団体拡大への取組を行うとともに、地域に役立つ公園づくり事業による市民目線の再整備、周辺施設との適正な機能分担や統廃合などを行うことにより、既存公園の再生・活性化に取り組めます。

一方で、こうした取組を積極的に進めても、周辺の人口構成の変化などによって、社会的に公園のニーズがないと認められる場合は、公園廃止などの措置により、公園の適正配置を図ります。

事例：吉志ゆめ公園（公園の再編）

門司区の吉志地区は小学校区単位当たり公園整備面積が 1 m²/人を超えており、原則として公園の新規整備を行わない地区でしたが、地域住民からの要望があり、且つ、周辺に有効利用できる用地が確保できたことから、利用が限られる2つの街区公園を廃止し、新たな公園に統合することで、子どもから高齢者まで利用できる、地域ニーズに応じた整備を行いました。

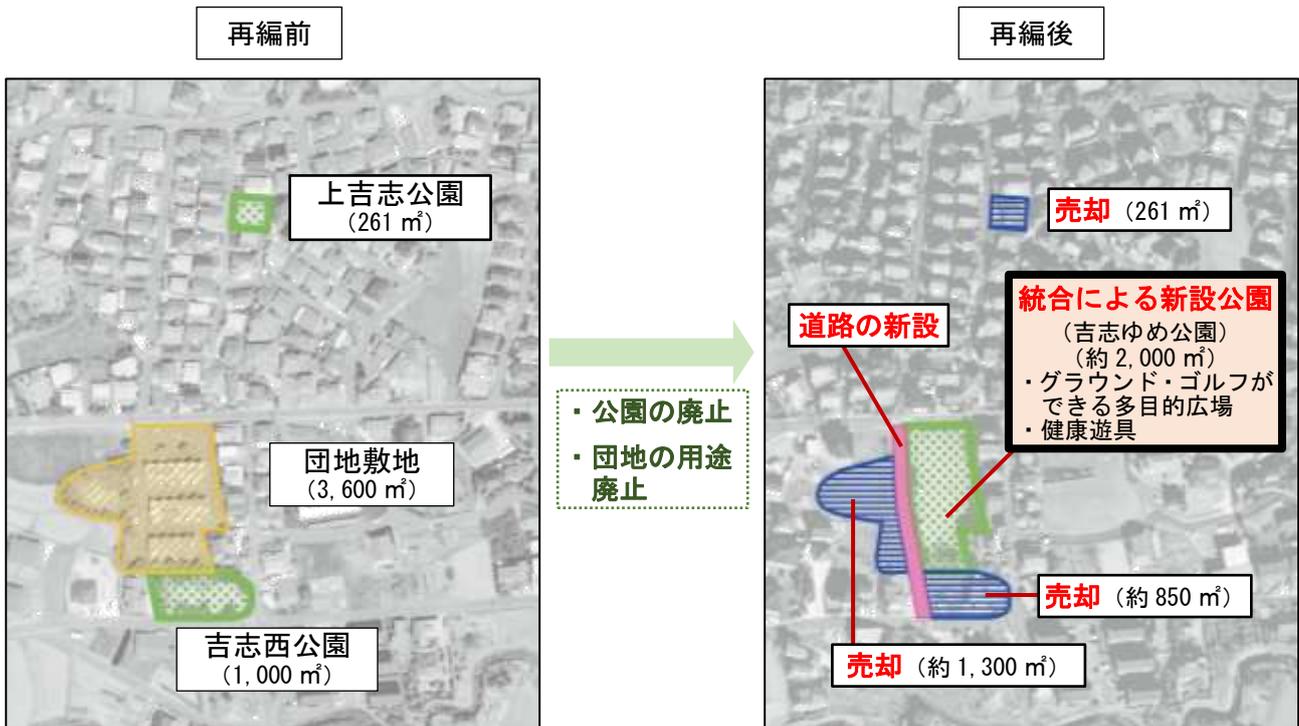


図6-26 都市公園再編の概要

基本施策	主な内容
◇魅力ある都市公園の整備・改善	<ul style="list-style-type: none"> ・無料公園の魅力向上と利用促進 ・有料公園の魅力向上と利用促進

<無料公園の魅力向上と利用促進>

市内には、大小様々な遊具のある公園や、運動施設が充実した公園、自然と親しむことができる公園など、特色ある公園が数多く存在しています。引き続き、市民ニーズに対応し、誰もが使いやすく愛着をもてるような公園の魅力の向上に取り組めます。



図6-27 ひびきコスモス公園



図6-28 小森江子供の森公園



図6-29 昭和町公園

<有料公園の魅力向上と利用促進>

有料公園は、市内外問わず広域からの利用も見込める魅力あふれる公園です。老朽化した施設の改修や未利用地の追加整備とともに、四季折々の花の風景、動物や自然のふれあいなど、それぞれの特色を最大限に活かしながら、魅力の向上に取り組めます。

表6-5 有料公園一覧

区	公園名
門司区	白野江植物公園
小倉北区	到津の森公園
小倉北区	山田緑地
小倉南区	平尾台自然の郷
若松区	響灘緑地



図6-30 白野江植物公園



図6-31 到津の森公園



図6-32 響灘緑地

【施策の方向性】

本市の都市機能が集約する都心・副都心及び地域拠点では、市民や事業者などとの協働により、花やみどりによる、美しく良好な都市景観の形成が進められています。

また、本市を取り巻く山の山頂からは、都市とみどりが調和した、本市を特徴づける景観をみることができます。

その他、市内各所にある「花の名所」は、いずれも本市を特徴づける景観形成と、その魅力の発信による、まちのにぎわいづくりに寄与しています。

こうした、本市を代表するみどりの拠点において、観光施策や景観施策などとも連携しながら、地域特性を活かした魅力ある景観づくりと、それらを活用したにぎわいづくりに取組みます。



図6-33 本市の玄関口 小倉駅前

【基本施策】

基本施策	主な内容
◇本市の顔となる みどりの拠点づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・みどりを活用した魅力ある景観の形成 ・みどりを眺める環境づくり ・花の名所の魅力発信

<みどりを活用した魅力ある景観の形成>

各種制度に基づく届出や普及啓発などにより、みどりを活用しながら、まちなかの良好な景観づくりに努めます。

表6-6 景観づくりマスタープランの実現に向けた取組

■届出・協議による景観誘導	
	景観形成を図る区域の建築物や工作物の新築等の行為に対して、法に基づく届出、専門家の助言制度などを活用して、良好な景観形成の誘導を図っていきます。
■景観資源の保全・活用	
	近代化産業遺産や自然景観など、地域の魅力的な景観資源を発掘し、観光施策とも連携を図りつつ、地域活性化に寄与する活用を推進します。
■景観づくりの普及啓発	
	優れた景観の表彰や景観をテーマとしたイベントを実施し、広く市民に情報発信していきます。また、地域の良好な景観資源の発掘を進めるほか、将来の景観づくりを担う子どもを対象とした景観教育を継続していきます。
■市民・事業者等の主体的な景観づくりの促進	
	新たな景観づくり主体の育成を図るため、環境美化活動など、様々なまちづくり活動を行う団体との連携を図ります。また、景観協定や地区計画、建築協定など、法令に基づく景観に関するルールを検討する地域について、検討段階に応じた技術的な支援を行うなど、総合的なサポートを行います。

出典：北九州市景観づくりマスタープラン

<みどりを眺める環境づくり>

皿倉山や高塔山をはじめ、高所からの展望について、本市ならではの魅力を向上・発信していくため、機能再編を含むリニューアルにより、施設の充実を図るとともに、SNS*などによる効果的な情報発信の取組を進めます。また、関係部局と連携し、健康ウォークの開催などを通じて、市外からの来訪者の観光拠点としてだけでなく、市民の健康づくりを図る場としても活用します。



図6-34 皿倉山山頂からの景色



図6-35 高塔山山頂からの景色

基本目標⑤：みどりを活用してみんなで取組む都市の魅力づくり

本市では、急速な人口減少や財政的な影響が見込まれています。これまでのみどりづくりでは、行政が主体となり、公園の整備や制度を活用したみどりの保全が行われてきましたが、今後は、限りある資源を有効に活用しながら、みどりの質を高めることが特に重要になると考えられます。

本市では、公園を中心に、指定管理者制度や公園愛護会、地域に役立つ公園づくり事業など、市民や事業者などとの協働によるみどりづくりを行ってきました。こうした取組は、地域の魅力向上やコミュニティ活性化にも貢献しており、引き続き、市民が主体的・積極的にみどりづくりに参加できる環境を整備するとともに、事業者や学校など多様な主体との協働を進めます。

なお、協働の視点は、本計画の基本計画の各施策を支えるものであり、協働を進めるためには、市民一人ひとりの意識を高めることが重要です。そこで、ワークショップによる公園整備やみどりの情報発信、健康づくりへの活用など、様々な方法で市民がよりみどりに親しめるよう取組みます。

施策方針⑤-1 多様な主体と取組むみどりの柔軟な活用

施策方針⑤-2 みどりによるまちのにぎわいと魅力の発信

【施策の方向性】

本市では、これまで都市公園法に基づく設置管理許可制度などを活用し、民間による経営ノウハウなどを活用した公園の管理運営が行われてきました。近年、民間との連携手法が多様化し、本市でも、平成 30 年に全国に先駆けて、都市公園法改正によって導入された公募設置管理制度（Park-PFI）を活用し、公民連携による勝山公園の公園整備とにぎわいづくりを行いました。



図6-37 公園の維持管理活動

さらに、市民に身近な公園では、地域住民で組織される公園愛護会が除草や清掃などの美化活動を担っているほか、地域住民が行政とともに公園の再整備計画を検討する取組を行い、利用者ニーズに即した公園づくりを行っています。

また、本市のみどりをフィールドとし、学校教育と連携することによって、子どもたちの環境意識の向上や、地域の多世代交流の場として、環境教育の実施や地域コミュニティの形成を図る取組が可能です。

そこで、今後は一層、公園愛護会など地域住民との協働による公園での楽しみづくりや公園の美化活動を推進するとともに、民間事業者の資本や技術力、ノウハウの活用を検討し、その導入を図り、多様な主体とともに協働によるみどりづくりをさらに進めます。

【基本施策】

基本施策	主な内容
◇事業者や各種団体との協働	<ul style="list-style-type: none"> 各種制度を用いた公民連携による利活用の推進 事業者との協働によるまちなかのみどりの確保

<各種制度を用いた公民連携による利活用の推進>

公園の管理運営を行う市民団体などとの連携を図りながら、公園の様々な利活用を図ります。

また、地方自治法に基づく指定管理者制度をはじめ、都市公園法に基づく設置管理許可制度など、様々な手法で民間事業者などとの連携を図り、公園の柔軟な利活用による、にぎわいや魅力づくりに取り組めます。

事例①：NPOによる公園の利活用（プレイパーク*の開催）

「プレイパーク（冒険遊び場）」は、子どもたちが、自然にふれあいながら自分の責任で自由に遊ぶことのできる外遊びの場です。市内9箇所の公園で、指定管理を行う市民団体などによるプレイパークの運営が行われています。



図6-38 プレイパークの様子

事例②：市民ボランティアによる公園の利活用（ドッグラン*の運営）

近年のペット需要の高まりと、その運動や休息場所を求める市民ニーズに対応し、洞北緑地において、本市が設置した公園施設を活用して、ボランティアスタッフの協力のもとでドッグランが運営されています。



図6-39 洞北緑地ドッグラン

事例③：関係団体による公園の利活用（スケートボードパークの運営）

スケートボードは東京オリンピック 2020 の正式種目にも採用され、市内にも愛好者の増加が見込まれています。

若年層を中心とした、スケートボードへのニーズの拡大と、公園利用促進の観点から、本市が設置したスケートボード場について管理許可を与え、関係スポーツ団体が管理運営を行っています。



図6-40 スケートボードパークの様子

<事業者との協働によるまちなかのみどりの確保>

商業地などにおいて、まちのうるおいづくりにつながる建物周辺の緑化を促進します。また、事業者との協働によるパートナー花壇や道路サポーター制度などによる彩りあるまちの演出などを継続するとともに、事業者への普及・啓発活動により、さらなるみどりづくりへの参画と促進を図り、みどり豊かで楽しく散策できるようなまちなかを目指し、本市のイメージアップを図ります。



図6-41 道路サポーターによる商業地での花づくり

基本施策	主な内容
◇学校などとの協働	・学校教育との連携や共同研究などの実施

<学校教育との連携や共同研究などの実施>

みどりを活用して環境教育や郷土愛の醸成などを行うため、学校教育と連携し、花壇づくりや生物調査、公開講座の開講などに取組みます。

また、大学などのみどりの専門家と連携し、市内のみどりに関する調査・研究や緑化技術開発などに取組みます。

基本施策	主な内容
◇住民との協働	<ul style="list-style-type: none"> ・公園を利用した菜園事業 ・住民参加による公園の再生 ・公園愛護会への活動支援と活性化 ・美化活動などへの市民団体の参加促進 ・住宅地におけるみどりづくりへの支援

<公園を利用した菜園事業>

あまり利用されていない公園などの未利用地の活性化策として、手軽に野菜づくりなどを楽しみながら、健康づくりやコミュニケーションの場としても活用できるよう、身近な公園での菜園整備を支援します。また、地域が菜園を管理するルールづくりを支援します。



図6-42 菜園での種まき

<住民参加による公園の再生>

小学校区内にある身近な公園数箇所をまとめて対象にして、市民と協働しながら再整備計画案づくりを行います。再整備の計画段階から地域住民が参加することで、公園への愛着を高め、公園を活用した防災意識の醸成や地域活動などでの利活用につなげることを目指します。



図6-43 地域に役立つ公園づくり事業のイメージ

<公園愛護会への活動支援と活性化>

公園愛護会の結成や参加拡大を目指すとともに、公園での楽しみづくりにつながる活動や美化活動などを支援します。

<美化活動などへの市民団体の参加促進>

公園愛護会による公園の美化活動や、市民団体による市民花壇事業のみならず、「まち美化活動」など関係部局の取組と連携し、公園を含めたまちなかの美化活動を通じて、みどりの質の向上を図ります。

<住宅地におけるみどりづくりへの支援>

居住環境の向上を図るため、地域住民の合意による緑地協定の締結や、専門家による講習などを通じた花づくりなど、住宅地における様々なみどりづくりへの取組を支援します。



図6-44 みどり豊かな住宅地



【施策の方向性】

本市では、市政だよりや市ホームページのほか、「公園の本」などの冊子やリーフレットにより、みどりに関する情報を発信してきました。

近年、動画を用いたライブ配信やSNSの活用など、情報通信技術の発達とともに、その手法や媒体が多様化しており、今後は、既存の手法も活用しつつ、効果的かつ効率的な情報発信に取組み、本市が発信する情報に誰もがアクセスできるよう、戦略的に情報発信を行います。



図6-45 公園の本

【基本施策】

基本施策	主な内容
◇効果的で効率的な媒体や手法による情報発信	<ul style="list-style-type: none"> ・市民と創る情報発信の仕組みづくり ・効果的で効率的な情報発信

<市民と創る情報発信の仕組みづくり>

近年、SNSの利用が進み、その発信力は急速に高まっています。SNSを活用して本市のみどりに関する様々な投稿を再発信するなど、市民の力も活用しながら、従来よりも幅広い対象に随時情報発信できるような手段や方法を検討します。

<効果的で効率的な情報発信>

従来、みどりの情報発信の手段としては、市政だよりや市政テレビ、市ホームページなどが担っており、これら既存の広報媒体で情報を得ている市民がまだまだ多数であることから、媒体の特性に応じて、分かりやすく、効果的に、市民のニーズに対応したみどりに関する情報発信を行います。

特に、市ホームページについては、適切な更新や動画の活用、SNSとの連携などにより、積極的に本市のみどりの魅力発信に活用します。

基本目標⑥：みどりによる健康づくり

生活習慣病は、今や健康寿命の最大の阻害要因となるだけでなく、医療にかかる財政的負担にも多くの影響を与えています。不健康な期間（＝介護が必要な期間）の長期化や、それに伴う医療費の増大は、これまで高齢者の問題として取り上げられ、対策も高齢者向けのものが中心でした。しかし、若い頃の生活習慣が高齢になるにつれて影響を及ぼすことも多く、若い世代からの適切な健康づくりが、将来の元気な高齢者をつくることにつながっているといえます。

また、今後の社会のあり方として、厚生労働省は、令和7年を目処に、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体となった「地域包括ケアシステム」の構築を推進しています。

みどりは、自然とのふれあいやアウトドアアクティビティの場として利用されることによって、子どもから高齢者まで幅広い世代の心身のリフレッシュや健康づくりなどに寄与するといった利用効果を有しており、市民の健康づくりに寄与する、みどりの活用を図ります。

施策方針⑥-1 健康づくりにおけるみどりの活用

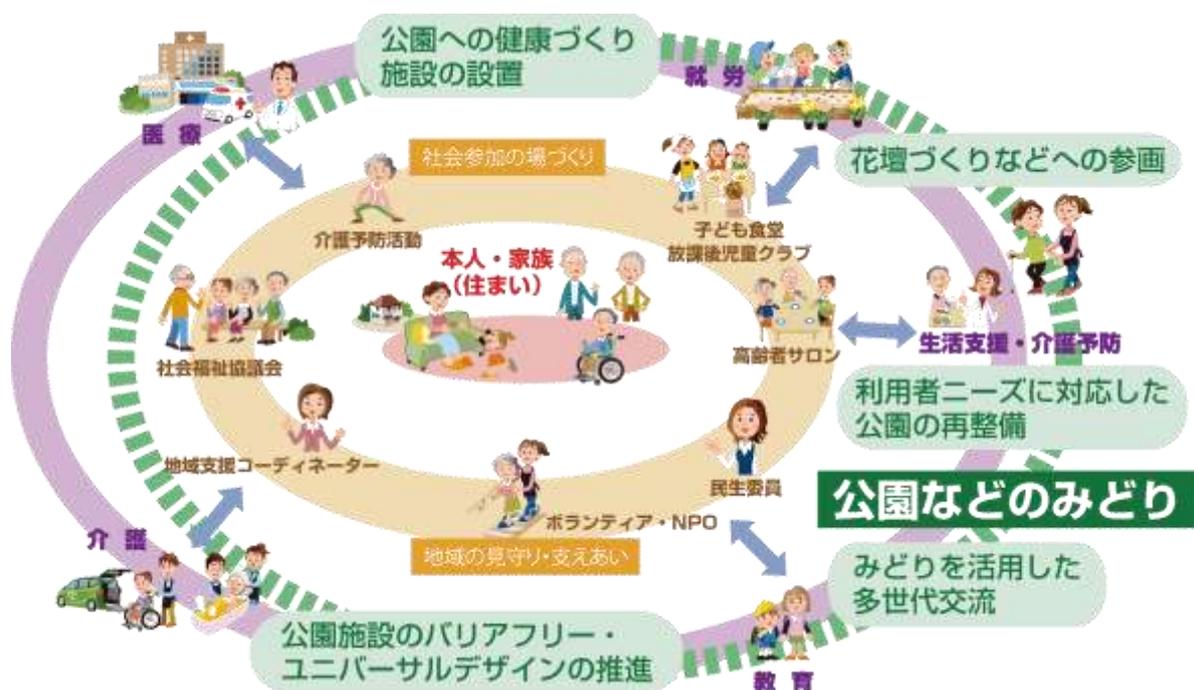


図6-46 地域包括ケアシステムにおける公園などのみどりの関わりのイメージ
(北九州市地域福祉計画を加筆修正)



【施策の方向性】

健康づくりの取組は、これまで高齢者向けが中心でしたが、今後は、若い世代から高齢者まで幅広く健康づくりに関する意識づけを行い、ソフトとハードの両面から健康なまちづくりに取組むことが重要と考えられます。

そこで、本市では、健康づくりを支援する公園づくりに取組み、健康遊具などを設置しています。今後も、健康づくりに関する担当部署と連携し、健康遊具の活用、健康教室やウォーキング講座の開催など、みどりを活用し、市民が自主的、日常的に健康づくりに取組むことができるよう取組を行います。



図6-47 健康指導の様子

【基本施策】

基本施策	主な内容
◇健康づくりに寄与する施設整備や健康教室などの開催	<ul style="list-style-type: none"> ・健康づくり施設の整備 ・健康づくりの機会拡大

<健康づくり施設の整備>

健康づくりや介護予防に取組めるように開発した健康遊具を使い、身近な公園でワークショップなどを開催しながら、市民が行う健康づくりや介護予防の取組を支援する環境整備を図ります。

また、まちづくり協議会などと協働し、健康づくりの活動実績や活動目標、安全性などを勘案してウォーキングコースを設定し、路面上に目的地や距離、消費カロリーなどを表示して、楽しみながら健康づくりができる環境整備を行っており、今後も健康づくりを支援する取組を進めます。



図6-48 公園内に設置された健康遊具

<健康づくりの機会拡大>

市民の健康づくりを支援するため、市民団体や担当部署と連携し、健康遊具やウォーキング園路などを用いた健康教室や健康づくりイベントの場としてみどりを活用します。



図6-49 ウォーキングイベントの様子



図6-50 ウォーキングコースの路面標示

6-3 安全・安心の確保

基本目標⑦：みどりによる安全で快適なまちづくり

みどりの役割は、都市を特徴づける美しい景観形成や、心のやすらぎ・うるおいの創出、アウトドアアクティビティに資する場所の提供など、利用者に直接影響を与えるものばかりではありません。地球温暖化の緩和や大気の浄化、自然災害の抑制などについても重要な役割を果たしています。

こうしたみどりの機能を活用して持続可能で魅力あるまちづくりを進める「グリーンインフラ」の活用とともに、公園などが安全で快適な場所となるようなみどりづくりを図ります。

施策方針⑦-1 みどりが有する防災・減災機能の活用

施策方針⑦-2 みどりの安全性や快適性の確保



【施策の方向性】

近年、ゲリラ豪雨や大規模な自然災害などが多発する中、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める「グリーンインフラ」の取組が注目されています。森林は都市の水害や土砂災害の防止・減災の機能を、市街地の公園や道路の植栽帯は保水機能や延焼防止機能を有しています。

今後は、都市のもつ様々な課題に対し、グリーンインフラを総合的・戦略的に活用し、解決していくことが重要になると考えられます。引き続き、みどりが有する防災・減災に資する機能を活用し、災害に強いまちづくりを図ります。



図6-51 グリーンインフラ活用のイメージ（国土交通省）

【基本施策】

基本施策	主な内容
◇防災・減災に資するみどりの活用	<ul style="list-style-type: none"> ・都市機能の集約や防災機能の強化に対応した都市公園の配置 ・グリーンインフラを活用したまちなかの防災・減災機能の強化

<都市機能の集約や防災機能の強化に対応した都市公園の配置>

本市では立地適正計画により、都市機能誘導区域や居住誘導区域を定め、都市機能の集約や防災機能の強化を実施してまいります。そのような都市機能及び居住機能の移転と併せ、都市公園の機能集約や適正な公園配置の見直しを行います。

<グリーンインフラを活用したまちなかの防災・減災機能の強化>

みどりが有するグリーンインフラとしての機能を活用した防災・減災対策を一層推進するため、立地適正化計画における防災・減災に関する指針に基づき、その取組を実施します。

基本施策	主な内容
◇公園を中心とする地域防災機能の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・地域防災計画*と連動した防災・減災機能の充実

<地域防災計画と連動した防災・減災機能の充実>

本市の地域防災計画では、都市公園をその規模に応じて「一時避難地」「広域避難地」などに位置づけ、浸水想定区域や津波想定区域、その他想定される避難事由に応じて、それぞれの避難地の適応災害種別を選定し、自然災害発生時などの防災体制づくりを進めています。

引き続き、地域防災計画と連動して、公園などにおける地域の防災・減災機能の充実を図ります。



図6-52 災害時に活用できる施設整備（マンホールトイレ）

【施策の方向性】

本市の公園は昭和 40～50 年代に整備されたものが多く、公園施設の老朽化が進んでいます。また、街路樹の中には、老齢化などにより、市民の安全性を脅かす事態を生じているものもあり、公園や街路樹の日常的な巡視・点検や適切な維持管理を図ります。

また、公園では、バリアフリーやユニバーサルデザイン、防犯への配慮などにより、様々な利用者が安心して安全に利用できるような整備を図ります。



図6-53 巡視点検の様子

【基本施策】

基本施策	主な内容
◇公園の適切な維持管理	<ul style="list-style-type: none"> 公園施設の安全管理とみどりの適正な維持管理 新たなツールや手法を活用した効果的かつ効率的な巡視点検 公園施設長寿命化計画に基づく計画的な施設の更新

<公園施設の安全管理とみどりの適正な維持管理>

公園施設の安全性の確保及び、まちなかのみどりの適正な維持管理を進めるため、市内約 1,700 箇所の公園において、公園巡視員が施設の日常的な点検・巡視を行っています。今後は、巡視ルートを検討や技術の向上を図り、効率的で精度の高い公園巡視を行い、安全で安心して利用できる公園づくりを進めます。

<新たなツールや手法を活用した効果的かつ効率的な巡視点検>

専用ソフトを用いて点検結果を送信し、自動集計されるシステムの導入など、情報通信技術を活用し、正確な情報に基づく効果的かつ効率的な巡視点検を行います。



図6-54 巡視点検への情報通信技術の活用 (イメージ)

<公園施設長寿命化計画に基づく計画的な施設の更新>

公園施設長寿命化計画を策定し、計画的な補修や適切な時期の更新に取り組み、公園施設の安全性を確保するとともにライフサイクルコスト*の削減を図ります。

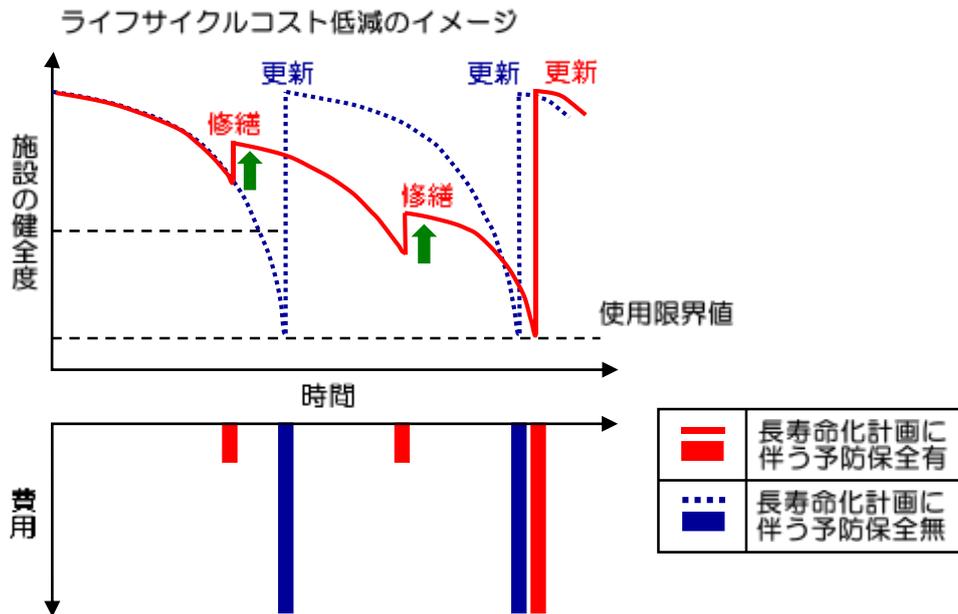


図6-55 ライフサイクルコストの削減

基本施策	主な内容
◇誰でも安心して使える公園づくり	<ul style="list-style-type: none"> 公園施設のバリアフリー・ユニバーサルデザインの推進 誰も排除しない公園づくり

<公園施設のバリアフリー・ユニバーサルデザインの推進>

公園は、子どものみならず、高齢者や障がい者、妊婦や幼い子ども連れの人など、多様な利用者がいます。すべての利用者に配慮し、物理的な障壁のみならず、社会的、制度的、心理的なすべての障壁に対処するという考え方（バリアフリー）とともに、施設や製品などについては誰もが利用しやすくデザインするという考え方（ユニバーサルデザイン）があり、この両方に基づく取組を併せて推進することが求められています。



図6-56 公園入口のバリアフリー化

そこで、公園の入口や園路を中心に、段差の解消、スロープや手すりの設置などの利用者の障壁となるものを排除し、あらゆる利用者の視点に立ったユニバーサルデザインに配慮した公園づくりを行います。

<誰も排除しない公園づくり>

公園は、子どもが遊びを通じて健全な心身を育む場所であり、その発育段階で重要な役割を果たしていますが、障がいがあることにより、遊びの機会をあきらめざるを得ないという声もあり、全国各地で、すべての子どもが自由に遊べるような公園づくりが広がっています。

また、音や匂いなど五感を活かす工夫、車いすでも近づきやすい花壇の設置など、できるだけ多くの人々が利用し、そこで楽しい時間を過ごせるようなユニバーサルデザインによる公園の魅力づくりも行われています。

今後は、担当部署とも協議しながら、施設整備のみならず、整備後のソフト施策も含め、様々な特性にあわせて、誰もが同じ空間で楽しくすごせる公園づくり、誰も排除しない公園づくりを目指します。



図6-57・58 車いすでも遊べる遊具（中央公園内福祉公園）



図6-59 ウレタンでできた斜面（東田大通り公園）

基本施策	主な内容
◇安全・安心な公園づくり	<ul style="list-style-type: none"> 公園の安全性の確保 公園の防犯機能の確保

<公園の安全性の確保>

見通しを遮る樹木を撤去するなど公園の植栽を適切に配置・管理するとともに、公園を利用する子どもや高齢者の見守りにつながるような取組を実施します。



図6-60 見通しを確保したリニューアル事例

<公園の防犯機能の確保>

犯罪の防止や抑制を目的にした、市民団体や事業者が公園などに設置する防犯カメラに対する設置補助などを行い、関係部局と連携した安全・安心なまちづくりに取り組みます。

基本施策	主な内容
◇快適で美しいみどりの維持	・ 快適に利用できる公園の維持管理 ・ 沿道のみどりの適切な維持管理

<快適に利用できる公園の維持管理>

本市ではこれまで、身近な公園を中心に、公園愛護会など、市民ボランティアによる除草や清掃といった美化活動との連携により、公園の管理を行ってきました。引き続き、こうした活動団体との連携により、快適に利用できる公園の維持管理の充実を図ります。

<沿道のみどりの適切な維持管理>

本市ではこれまで、街路樹基本計画に基づき計画的に街路樹を植栽し、「4つのみち」の整備などを通じてみどり豊かなまちなみを形成してきました。しかし、近年、街路樹の肥大化や老齢化による倒伏、根上がりによる交通支障や伸びた支障枝による接触事故など、市民の安全を脅かす街路樹に起因した事故が報告されており、市民ニーズも、量的な整備から快適で美しく質の高い整備へと変化しています。

こうした市民ニーズに対応するためにも、街路樹基本計画を踏まえ、街路樹のリフレッシュや再配置、効率的かつ効果的な維持管理の充実などにより、道路のみどりの安全性を確保します。



図6-61 適切に維持管理された道路植栽



図6-62 紅葉の美しい街路樹

